

人委給第127号

令和3年10月11日

千葉県議会議長 信田 光保 様

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県人事委員会

委員長 諸岡 靖彦

## 職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条及び第26条の規定により、職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告するとともに、公務運営について別紙第3のとおり報告します。

## ( 目 次 )

### 別紙第1 職員の給与に関する報告

1	給与勧告の基本的考え方	3
2	職員の給与	4
3	民間給与の調査	4
4	職員の給与と民間給与との比較	5
	(1) 民間給与との較差	
	(2) 特別給	
5	職員の給与と国家公務員給与との比較	5
6	物価及び生計費	5
	(1) 物価指数	
	(2) 標準生計費	
7	人事院の報告及び勧告の概要	6
8	本年の給与改定	6
	(1) 改定についての考え方	
	(2) 改定すべき事項	
9	高齢層職員の給与	7
10	テレワーク（在宅勤務）に関する給与面での対応	8
11	給与改定実施の要請	8

別紙第2	勧告	9
------	----	---

### 別紙第3 公務運営に関する報告

1	人材の確保及び育成	11
	(1) 多様で有為な人材の確保	
	(2) 人材の育成	
2	能力・実績に基づく人事管理	13
3	勤務環境の整備	14
	(1) 総実勤務時間の短縮	
	(2) 職員の健康管理	
	(3) 誰もが働きやすい勤務環境の実現	
	(4) ハラスメント防止対策の推進	
4	高齢層職員の能力及び経験の活用	21
5	コンプライアンスの徹底	22